

地元の好き・魅力・PRポイントを発信！

江戸川区魅力発信発掘応援事業

募集要項

江戸川区ならではの魅力の発信や、魅力づくりにつながる事業を区が認定し、PRの支援や経費の一部補助を行います。

令和6年6月
江戸川区



1. 対象者

区民の方、区内事業者・団体、区内の学校

※以下の方は対象外です。

- ・ 宗教活動又は政治活動を主な目的としている方。
- ・ 江戸川区暴力団排除条例に規定する暴力団及び関係者の方。
- ・ 公序良俗に反する活動を行う方。
- ・ 国税、地方税等の滞納処分を受けている方。

2. 対象事業・要件

区の魅力を発信又は発掘する事業

【要件】・「**区の魅力に関する情報を発信する**」、又は「**区ならではの魅力の発掘や魅力づくりにつながる**」コンテンツの制作やイベントの実施など

- ・ 営利を目的とする場合は、区の自然、景観、文化等の魅力資源を活用すること。
- ・ 令和6年度内に事業を実施し、年度末までに完了すること。
- ・ 区内外への波及効果が期待できること。

※以下の事業は対象外です。

- ・ 主な目的が宗教活動又は政治活動、反社会的活動その他公序良俗に反するもの。
- ・ 他の制度による補助等を受けているもの。
- ・ その他、支援することを適当でないと認められるもの。

3. 支援内容

① PR 支援

区の公式 SNS 等による情報発信やメディアへのプレスリリース

② 補助金の交付

事業の支出（補助対象経費）から収入を除いた額の **2分の1**、**上限 15 万円**

※以下に該当する場合は「**PR 支援のみ**」行います。

- ・ 補助対象経費の計上がないとき。
- ・ 寄附金その他の収入額が補助対象経費の実支出額を上回るとき。
- ・ 過去に3回以上、同一の事業内容で本補助金の交付を受けているとき。
- ・ **②の PR 支援のみ希望するとき。**

※補助対象経費

- ・ 消耗品、ポスター・チラシの印刷代等の需用費
- ・ 郵送料、輸送料等の通信運搬費
- ・ 事業の実施に係る保険料
- ・ デザイン料、編集費用、システム構築費等の役務費
- ・ 事業の実施に必要な専門知識、技術等を要する業務に係る委託料
- ・ 会場、機材等の使用料及び賃借料
- ・ その他、必要と認められる経費

4. 事業の流れ

No.	内容
1	募集、申請受付 6月3日(月)～6月28日(金)
2	書類審査
3	事業認定、結果通知(8月中旬予定)
4	事業実施(認定前後に随時開始)
5	事業完了
6	実績報告(完了日から30日以内、3月完了の場合は速やかに)
7	補助金の確定及び交付(補助金対象事業のみ)

5. 申請について

次の書類を提出してください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業申請書(第1号様式)
- ② 事業計画書(第2号様式)
- ③ 事業収支予算書(第3号様式)
- ④ 企画書(任意の様式)
- ⑤ 団体・法人等概要書(第4号様式)

※③事業収支予算書は、PR支援のみ希望の場合は不要です。

※団体・法人以外の方も、目的や活動概要について⑤の様式に記入してください。

様式は江戸川区公式ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます ▶



6. 募集期間・提出方法

令和6年6月3日(月)～6月28日(金)午後5時まで
上記期間中に、申込書類一式を以下提出先まで郵送(必着)又は持参してください。

※持参での提出は、土曜日・日曜日を除きます。

提出先：〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
江戸川区役所本庁舎南棟3階1番
担 当：SDGs推進部広報課シティプロモーション係
電 話：03-5662-0323(直通)

7. 事業の変更・中止のとき

事業の内容を変更し、または中止する場合は、「江戸川区魅力発信発掘認定事業変更・中止申請書(第7号様式)」を提出してください。

8. 実績報告

事業が完了した日から 30 日以内（完了日が 3 月の場合は速やかに）に、次の必要書類をご提出ください。

- ① 江戸川区魅力発信発掘認定事業実績報告書（第 9 号様式）
- ② 事業実施報告書（第 10 号様式）
- ③ 事業収支決算書（第 11 号様式）
- ④ 成果物又は成果物の概要資料（任意の様式）

9. その他注意事項

- ① 以下に該当する場合は、認定を取り消しますのでご注意ください。
 - ・ 江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱の規定に違反したとき。
 - ・ 補助金を本事業の目的以外の用途に使用したとき。
 - ・ 不正な手段により認定事業の選定の決定を受けたとき。
 - ・ その他、不相当と認められるとき。※なお、既に補助金の支払いをしている場合は返還していただきます。
- ② 事業完了前に、内容及び収支状況等について報告を求める場合があります。

※その他、詳しくは、江戸川区公式ホームページに掲載されている「江戸川区魅力発信発掘応援事業実施要綱」をご確認ください。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/miryoku.html>

または「江戸川区魅力発信発掘応援事業」で検索

※こちらからも検索できます▶



問い合わせ先

SDGs 推進部広報課シティプロモーション係

電 話：03-5662-0323（直通）